

第 199 回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 199 回入札監理小委員会
議事次第

日 時：平成 23 年 11 月 25 日（金）14:31～15:01

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務（法務省）

2. その他

<出席者>

（委 員）

小林副主査、逢見副主査、加藤専門委員、大山専門委員

（法務省）

矯正局 椿矯正調査官、伊藤専門官、石川係長

（事務局）

栗田参事官

○小林副主査 それでは、ただいまから、「第 199 回入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、法務省の「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務」の実施要項（案）についての審議を行います。

それでは、法務省矯正局椿矯正調査官に御出席いただいておりますので、前回の審議等を踏まえた、実施要項（案）の修正点等について、御説明をお願いしたいと思います。

御説明は 15 分程度でお願いいたします。

○椿矯正調査官 ただいま御紹介いただきました、法務省矯正局矯正調査官の椿でございます。情報管理を担当させていただいております。

それでは、「矯正情報ネットワークシステムの運用管理業務における民間競争入札実施要項（案）」の修正案について、御説明したいと思います。

この修正案につきましては、前回 10 月 14 日の入札監理小委員会において審議いただきました結果、それから、その後に行いましたパブリックコメントにて意見募集を実施しましたので、この結果を踏まえまして、修正をしております。なお、パブリックコメントの意見募集の実施結果につきましては、一覧表のとおりでございます。

それでは、修正しました内容について御説明をいたします。

修正の箇所は 4 か所ございます。まず、第 1 点目の修正箇所でございますが、これは前回の御審議で御指摘いただいた御意見も踏まえた修正でございます。実施要項（案）の 5 ページをご覧ください。こちらの「(3) 確保されるべき対象公共サービスの質」のところでございます。ここにア、イとございまして、原案では、情報漏えいの件数を独立した項目として記載しておりましたが、これにつきましては削除しております。

理由といたしましては、本システムの重大障害の件数でございますが、こちらの内容に含まれるものであると思われますので、削除したものでございます。

ただし、重大障害の件数のところの文言でございますが、「被収容者等の個人情報・矯正施設等に関する情報の漏えい等」という部分については、前回の案では記載しておりませんでしたけれども、私どもはこういった個人情報の取扱いは重要視しておりますので、こちらの表現を加えさせていただいて修正したものでございます。

次に、第 2 点目の修正箇所ですが、実施要項（案）の 15 ページとなります。こちらにつきましても、前回の御審議の御指摘、御意見等を踏まえて修正をいたしました。11 の「(2) 調査項目及び実施方法」に、ア、イ、ウ、エとございまして、エの「業務内容」のところに、括弧書きの部分を追加しております。「改善提案の状況等を含む」、この部分の追記でございます。これにつきましては、事業者から提案された改善業務の評価について、事業評価の段階で評価することができるように追記したものでございます。

続きまして、パブリックコメントの意見を踏まえた修正箇所について御説明をいたします。こちらは仕様書の 15 ページとなります。「ク 本システムの改善提案業務」とございます。業務内容といたしまして、システム上の問題発見時の対応のうち、下のポツ、「改善案の検討及び対応」と最初記載していたところですが、これも、「及び対応」を削除いたしまして、「改善案の検討」のみとい

たしました。

これにつきましては、パブリックコメントの一覧表の、項目番号5番から意見とございまして、この改善案の検討に加えて「対応」というものも含めた場合には、対応作業の工数が予測を越えて大幅に規模の大きい内容になる可能性もあるということで、意見がございました。このような本業務の対象範囲を越える業務が発生する可能性もございまして、民間事業者への大幅な、あるいは予測を越える負担の増加が懸念されることから、「対応」の部分を削除して、「改善案の検討」のみに修正したものでございます。

もう1点、パブリックコメントの意見を踏まえた修正がございまして、次の16ページになります。「ケ 本システムのセキュリティ対策に係る改善提案業務」、この業務内容につきましても、先ほどの修正点と同じ箇所になります。業務内容の下のポツ、「改善案の検討及び対応」となっていたものを、「改善案の検討」だけに修正いたしました。これは、パブリックコメントの一覧表では項目番号5番に当たります。修正しました趣旨については、先ほどの項目番号5番に対する対応と同趣旨から、同じ修正ということになります。

修正箇所は以上の4点でございます。

○小林副主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明をいただきました実施要項（案）につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

○逢見副主査 仕様書の改正はパブコメに基づくものでございますが、最初の方は当委員会の指摘を踏まえた修正ということで、これについてはおおむね了としたいと思っております。

あと1点は、競争性の確保ということで、従来一者応札であって、これをどうやって競争性を確保していくかという点について、法務省としての考え方があれば伺いたいと思います。

○椿矯正調査官 できるだけ多くの業者に参画いただけるように、どのような施設あるいは場所で作業を行っているか、実際にこのバックアップセンターの見学を応札希望者にさせていただくことを考えておまして、積極的にこの業務について理解をしてもらいたいと思っております。

それから、実施要項の中に求める水準としまして、例えば利用満足度調査の基準スコアにつきましても、余りにも高い基準を設定しますと、それをクリアできないことをもって応札を断念する事業者もあろうかと思っておりますので、できるだけ広く業者を募る趣旨から、妥当であると思われる基準点を設けるという工夫をしております。

○逢見副主査 是非そういう努力をお願いしたいと思います。

○小林副主査 加藤委員、どうぞ。

○加藤専門委員 仕様書の15ページのところですが、一番上のカの項目、「ユーザの管理業務」と書いてありますが、これはパブコメに対する考え方ということで、こちらの1枚物のシートの4番目の項目です。ユーザの管理業務という言い方が私はちょっと違和感を感じたものですから、例えば「ユーザ情報の管理業務」とか、それが実態ですね。そうであれば、そう直された方がいいのかなど。細かいことで恐縮ですが、多分このパブコメを出された方も誤解されたのかなと思うのです。

○椿矯正調査官 わかりました。御指摘、ありがとうございます。

○小林副主査 今の加藤委員の御指摘は、「ユーザ情報の管理」の下の「ユーザ及びグループの管理」のところですか。

○加藤専門委員 カの項目そのものです。

○小林副主査 項目を「ユーザ情報の管理」というふうに直した方がいいということですか。

○加藤専門委員 はい。パブコメを出された方が勘違いされたのは、ユーザそのものを管理するのか、それはできないだろうと。ですから、その意見に対する考え方も率直にお書きになれば、もっとわかりやすいのではないかと私は思いました。御参考です。

○小林副主査 併せて、下の「ユーザ及びグループの管理」というのも、上がユーザ情報の管理の中の小項目だからこれでいいのかもしれませんが、何か違和感が。

○加藤専門委員 違和感ありますね。

○小林副主査 文言的には直した方がいいのではないのでしょうか。

○伊藤専門官 わかりました。御指摘を踏まえて、混乱を招かないように直させていただきたいと思えます。

○加藤専門委員 そうですね。カの項目だけではなく、今、主査がおっしゃったように、例えば「ユーザの作成・修正・削除」、これもちょっと。

○小林副主査 ユーザを削除してしまうような。

○加藤専門委員 余りにも。

○伊藤専門官 「ユーザ情報の」ですね。

○加藤専門委員 そうです。これは気を使ってさしあげないと、内容が内容なので。

○小林副主査 そうですね。「グループの作成」も「グループ情報の作成」。

○加藤専門委員 そうですね。

○椿矯正調査官 適切で正確な言葉に修正いたします。

○小林副主査 お願いいたします。

大山委員、いかがですか。

○大山専門委員 済みません、遅れまして。今のところ、特にまだありません。

○小林副主査 修正点については、5ページの「本システムの重大障害の件数」の、ウの部分の個人情報部分を入れ込んだということと、本文の15ページ、11の(2)の「エ 業務の内容」に、提出書類のところに括弧書きで「改善提案の状況等を含む」ということを入れたということ。あと、パブコメによる修正のところ、仕様書の15ページ、16ページの「及び対応」をとって「改善案の検討」に修正されたということです。

○大山専門委員 はい。

○加藤専門委員 意見というよりも、確認だけです。仕様書の7ページの真ん中の表があると思いますが、この表をパブコメを出された方がご覧になられて、表の7番の「管理者パスワード管理台帳」、このことを言われている。パブコメを出された方としては、「管理者パスワード管理台帳というのは、普通は出さないものではないですか」というような趣旨だと思うのです。でも、システムのこういう業界の慣行としてこれは出すものでしょう、というのが現時点における認識だと、こう

ということだと思うのですが、システム業界の慣行としてやはり出すものなのだという、そういう納得感を得ておきたいのですけれども、その辺は何かリサーチされた結果、そうだといいことが言えるのですか。

○伊藤専門官 今回、公サ法を適用して運用管理業務をそのまま民間事業者にやっていただくということで、業務従事者に秘密保持の義務が課せられるような状況になります。あと、業務自体に管理者パスワードというのは必要なものですから、それを適切に管理していただきたいという趣旨で、管理台帳を整備していただき、きちんと管理していただきたい、という要求をしているような状況です。

○加藤専門委員 例えば作業をなされているときに、随時新しくパスワードを設定して、あるいは、何らかの事情によって更新をしてということもあり得るのかなと私は思ったのですが、その場合には随時、報告しなければいけない形になりますか。

○伊藤専門官 随時、台帳に記載していただきます。

○加藤専門委員 記載したものを随時、また御提出されるということですか。

○伊藤専門官 はい。我々の方で定期的に確認させていただきます。

○加藤専門委員 それは、どこかにそういう手続が必要であるということは書いていらっしゃるのですか。

○伊藤専門官 提出時期については、仕様書上は、作業終了時に出していただくという形です。

○加藤専門委員 作業終了時にファイナルのものをまとめて出してもらおう。

○伊藤専門官 そうです。

○加藤専門委員 逆に、そのシステムのやり取りの慣行が私はよくわからないものですから。

○大山専門委員 ちゃんと管理して、こうやったと書くわけですね。

○伊藤専門官 そうです。

○大山専門委員 パスワードそのものを書くとか、そういうあれではないですね。当たり前の話ですが、だから、それをやったというのは、忘れたとか、時間がたってしまうてもう危ないというのがわかっているにもかかわらず、やっていなかった。そういうのを見つけてということですね。

○伊藤専門官 そうです。不作為というか。

○大山専門委員 それは、どういうやり方をするかというのはそのレベルがいろいろありますけれども、おやりになるということであれば、当然そうだろうと思います。

○加藤専門委員 そうしますと、この仕様書の書き方で特に違和感はないという認識でよろしいのですね。

○大山専門委員 僕もそこところは、仕様書を自分でつくったり、何か応募したことがあるわけではないので、わからないところはありますが、質問が来ないということは、それは大丈夫なのだろうと思います。

○加藤専門委員 わかりました。

○大山専門委員 前の会議が延びて遅れてしまって、済みません。ちょっと違う話で、そもそも論の話で、予測として、入札してくれるところを増やすという、競争入札の本来の機能を発揮するた

めには非常に重要なことですが、そのところについて、パブコメは勿論、これはこれで意見がいろいろ来るのはわかりますが、ほかに紙以外で何か連絡が来たとか、そういうのはないのでしょうか。あるいは、説明をしたときに質問を口頭で受けたというのは一切ないのでしょうか。要するに質問事項はこれだけということでしょうか。

○伊藤専門官　そうです。電話の問い合わせ等もありませんでした。

○大山専門委員　ちょっと怖くないですか。今まで経験が余りないと思うので、聞いてもしょうがないのですが、ただ、そこについて何か気になるようなことは、特にそちらからはなかったのでしょうか。

○伊藤専門官　初めてパブコメを出させていただいて、初めての経験ですので、どれだけのレスポンスがあるかというのが読めなかった状況ですが、確かに思ったよりは少なかったのかなと。実際の調達プロセスになったときも質問書等がありますので、そちらでまた出てくる可能性もあるのではないかと思います。

○大山専門委員　ふたをあけないとわからないけれども、何となく質問が少ないと反応が悪いという感じがあって、10件来ても2件入れればいいぐらいということもよくあるので、そうすると、これはまた一者応札かなと。万が一そうになると、ちょっと嫌ですねというふうに思うわけです。これは致し方ない面もあるのですが、通常のこういう運用管理をする人たちから見ると、法務省さんだけあって、用語としては違うのがいろいろ出てくるために、余り親しみのない方から見ると何のことがよくわからなくて、ちょっと危ないかなとか思う人が多いと思うのです。そういう意味では目的別に書かざるを得ないから、しょうがないことはあるのですが、要点というか、業務上そちらがお求めになっている内容が、例えば政府のほかのシステムで同じようなものがあると思いますけれども、そこと比べてどこが違うのかというのを本当は言ってあげて、余り心配しなくていいですよと書くわけにはいかないと思いますが、その雰囲気を出すと、もう少し入ってくれるのではないかと思います。今回、万が一、余りいい状況にならないことが起これば、今、言ったようなことを次はお考えになってみる意味があるのかなと思います。最初のときは私は入っていませんでした、実は知らない状態なので、済みません。今からこんなことを言って改善せよと申し上げるつもりはないのですが、ただ、電話も質問も来ないというと、ちょっと余りうれしい雰囲気ではないですね。ちょっとそこだけ気になさっていただいた方が。

○事務局　御意見を承りまして、法務省とも調整いたしますが、入札説明会の際にそういった資料を用意していただいて、その説明をしていただくと。

○大山専門委員　入札説明会はこれからですね。

○事務局　まず、入札の公告があった段階で、各事業者には法務省からも積極的にアピールしてもらうこともお願いしてありますので、その上で集まったところで、要点をまとめた資料も配っていただいて、それで説明をしていただく。そういうことはお願いできると考えておりますので、やらせていただければと思います。

○大山専門委員　是非そうしていただきたいのですが、実作業を考えると、ほかの省庁との差分というのはすぐお書きになれますか。こんな質問をして失礼ですが、ほかのところを余

- り御存じないので、この違いをと言っても大変かなとちょっと思ったので、ごめんなさい。
- 椿矯正調査官 はい。与えられた期間の範囲内で。
- 大山専門委員 参考すべきところは、必要であれば「ここ」とか申し上げることはできますが、入札説明会のときにそのところを最初に言ってあげて、「これを見てください」だと、随分違うのではないかという気がします。でも、最初に来てくれないとアウトだから、そこは大丈夫ですか。
- 加藤専門委員 説明会に来てくれないと。
- 大山専門委員 これはちょっとハードルが高いですね、名前を見ても、矯正だからね。
- 小林副主査 矯正情報とくっついてしまっているから。
- 大山専門委員 そうなんです。
- 小林副主査 「矯正何とか施設に関する」とか何か、そういうふうに書けばいい。情報ネットワークシステムだったら同じいろんな参入業者がいるけれども、矯正情報ネットワークと、そこに「矯正」というのがくっついていてからそうなのだと思います。大山委員のおっしゃるとおり。
- 大山専門委員 何か特殊なところはありますか。ざっと見ると、私はそんなにないだろうと思っていますが。
- 小林副主査 多分、別にそんな特殊ではないですね。
- 大山専門委員 そう思います。
- 伊藤専門官 特殊なところといえば、矯正施設の被収容者に係る業務システムが含まれているところだと思います。
- 大山専門委員 だから、運用管理をする人たちもそこにある程度の縛りが入るんですね。そういうことですね。でも、普通ちょっとセキュリティの高いところでやれば、みんなそうだから、それはいいと思うのです。例えば、余り例がよくないですが、警察のシステムとか、防衛省のシステムのレベルを言うのか、求めるレベル感なのです。あと、入札参加資格のところでは縛りをつけるようなことをお考えかどうかで、そこはいろいろ出てくると思います。
- 加藤専門委員 確かに、今、伺っていて思ったのですが、タイトルのところで矯正という文字をとって、「情報ネットワークシステム」にして、実施要項の1ページの、(1)番のところも矯正という文字をとって、単に情報何ネットワークシステムと始まれば、あとは、矯正施設の情報ということで内容は書いてあるわけですから、それではいけないのかなと思ったのです。何か規則とかそういうのに引っかかるのであれば別ですが。
- 伊藤専門官 矯正情報ネットワークシステムは、ネットワークそのものの名称で使っているものです。
- 小林副主査 矯正施設に係る情報ネットワークシステムというのを、法務省では矯正情報ネットワークシステムと呼んでいますということなのですね。
- 伊藤専門官 そうです。
- 小林副主査 そのところの説明がないと、すごく特殊なものみたいに、大山委員がおっしゃるようになりますね。
- 加藤専門委員 入り口のところで構えてしまいますね。

○小林副主査 別に矯正情報ネットワークシステムを直さなくてもいいけれども、矯正情報ネットワークシステムの定義ですね。定義というか、矯正施設に係る情報ネットワークシステムの構築であって、そのことをここでは矯正情報ネットワークシステムと呼んでいますと。

○事務局 調達の案件名を変えることはできるのではないかなと。

○小林副主査 できますか。

○事務局 調整はさせていただきたいと思いますが、その上で、システム名を変えることはできないと思いますが、案件名を変えることができないかどうか、ちょっと相談はしてみたいと思います。

○小林副主査 大変重要な観点で、逢見委員からも、競争性の確保のところでも御意見が出ておりましたけれども、どうも落札価格が通増しているというのは、国民的に見ても余りハッピーなことではないので、競争が働くように。タイトルを見て後ずさりしてしまうみたいなことはあると思いますので、その辺は事務局と調整させていただきたいと思います。日本では、同じような情報ネットワークシステムとかいうのを、ある一つの箇所が一括して管理して入札にかけるという仕組みがないですね。だから一層競争が働きにくいというところがあって、マーケットの方でいろいろ選んですみわけをするようなこともあるのではないかと、私も危惧しております、いろいろ工夫をしていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いします。

○椿矯正調査官 わかりました。

○小林副主査 以上でよろしいでしょうか。

○大山専門委員 もう1点だけ。参考までで結構ですが、今まで法務省で、競争入札にかけたネットワークシステムというのはほかにあるのでしょうか。

○椿矯正調査官 ないと思います。初めてです。

○大山専門委員 私の記憶でもそうなので、初めてだから余計、民間事業者はおそれるわけです。応札者の条件を見ても、普通のことが書いてあるわけです。なかなか難しいとは思いますが、お客さん呼び込む仕掛けというのを、先ほどの話ではありませんが、工夫をしていただく。法務省は別にとんでもなく面倒くさいところではありませんよという、イメージづくりみたいな話で恐縮ですけれども、法務省も競争入札をやっていますし、求めているセキュリティレベルは通常の、決してとんでもなく高いとかそういうことではないので、というような御説明か何かがあると、いろいろ見てくれる人が増えるのではないかと。

言うまでもないことですが、結果として、また一者応札ということになると、「やっぱり入れない」ということにつながるわけです。結果は競争入札なので、応札が複数者いけば、どういうふうになっても然るべきところに落ちるのは全く問題ないのですが、やはり1回目だから、その辺は是非、やさしい顔をして説明会をやっていただけるとありがたいかなと思います。勝手なお願いで恐縮です。

○椿矯正調査官 いろいろ配慮したいと思います。

○大山専門委員 お願いします。

○小林副主査 お願いいたします。

それでは、入札にかける時の出すタイトルということと、さっき加藤委員から御指摘があった、仕様書の「ユーザの管理業務」のところに「情報」というのを入れる。そこだけお願いいたします。

○事務局 あと、業務の内容の書きぶりも。

○小林副主査 そうですね。

○事務局 あとは、入札説明会等で、今までのほかのシステムとの特異性などがあれば、まとめた資料を説明して、余り特異ではないということを説明するような、そういう資料を配布して理解を図ってもらうことの3点、検討させていただければと思います。

○小林副主査 よろしくお願いいたします。

それでは、今、事務局にまとめていただいた点については、委員の方にフィードバックいただけるということで、よろしくお願いいたします。

○事務局 わかりました。

○小林副主査 それを確認させていただいて、この実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきますかと思っております。

小委員会の審議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催せず、実施要項（案）の取扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○小林副主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせいたしますし、先ほどの点は勿論、その前に確認していただくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

法務省におかれましては、競争性の確保というのが非常に重要な観点ですので、この実施要項（案）に沿って、また、大山委員から、やさしい顔でとありましたので、やさしく、参入者が一者でも多く得られるように事業を実施していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。